



フリート契約（法人）における 割引・割増制度のご案内

10台以上のお車を所有・使用されているお客様の自動車保険は、フリート契約（メリット・デメリット率を適用しているご契約）となりますが、その割引・割増制度についてご案内します。



Q1

フリート契約の割増引率（メリット・デメリット率）はどうやって決まるのですか？



A1

- ご契約者ごとに設定した「料率審査日」以降1年間、すべてのフリート契約のお車に同一のメリット・デメリット率を適用します。
- このメリット・デメリット率は、毎年「料率審査日」ごとに見直します。
- 次年度料率審査日以降に始期日があるご契約のお車に適用されるメリット・デメリット率は、以下の3要素によって決定します。

次年度のメリット・デメリット率を決定する3要素

1

当年度の
メリット・デメリット率

2

成績計算期間における
損害率

3

成績計算期間末の
総付保台数

成績計算期間：原則、料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間とします。

損害率：保険料（既経過修正保険料）に対する保険金（発生保険金）の割合をいいます。

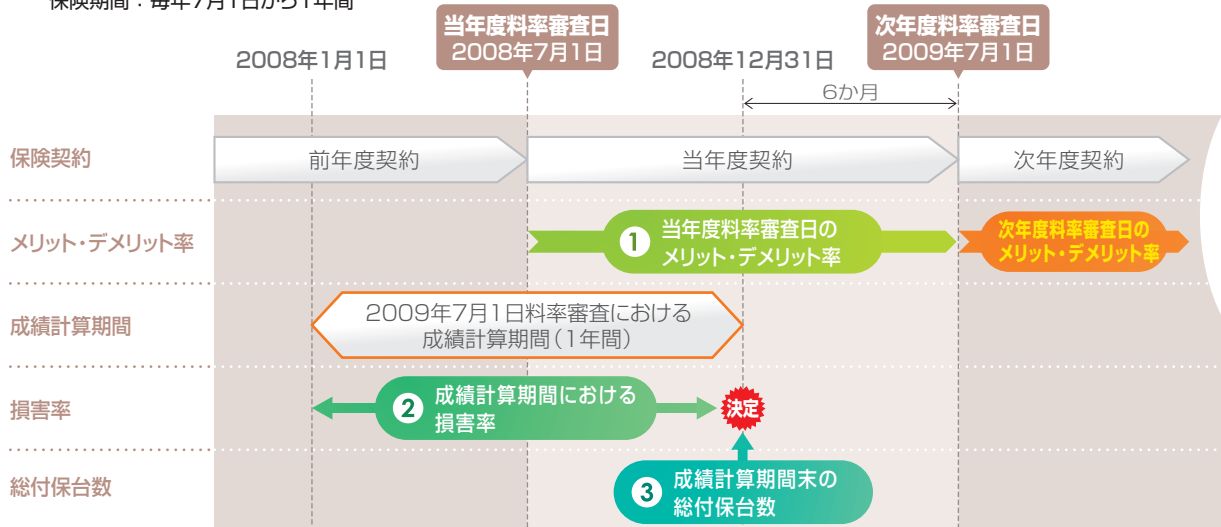
総付保台数：ご契約者が自らを記名被保険者として1年以上を保険期間とする自動車保険契約を締結したお車の合計台数をいいます（一部取扱いが異なることがあります。）。

※他の保険会社にもご契約がある場合、総付保台数や保険料・保険金はそれらを合算して計算します。（ただし共済でのご契約台数は含みません。）

※成績計算期間末で総付保台数が9台以下となった場合は、次年度料率審査日以降、ノンフリート等級を適用します。

ポイント 損害率は料率審査日の約半年前の実績に基づき決定します。

〈例〉料率審査日：毎年7月1日
成績計算期間：毎年1月1日から12月31日
保険期間：毎年7月1日から1年間



保険料節減対策については、裏面をご覧ください。

損害率は以下の計算式により算出します。

$$\text{損害率}(\%) = \frac{\text{発生保険金}}{\text{既経過修正保険料}}$$

既経過修正保険料：割増引(メリット・デメリット率、フリート多数割引等)適用前の保険料に修正した成績計算期間に対応する保険料をいいます。

発生保険金：事故の発生時期に関わらず、成績計算期間内の支払保険金(回収した保険金を含みます。)と成績計算期間末時点の未払保険金の増減(当年度末未払保険金から前年度末未払保険金を控除した額)を集計した保険金をいいます。

※一部の特約については、既経過修正保険料および発生保険金に算入しない場合があります。

メリット・デメリット率の上限・変動幅

上限について

●メリット率の上限

総付保台数	メリット率の上限
300台未満	70%
300台以上1,000台未満	75%
1,000台以上	80%

●デメリット率の上限はありません。

変動幅について

	割引進行幅	割増加算幅
メリット率適用契約	最大30%	最大30%
メリット0%適用契約	最大30%	最大50%
デメリット率適用契約	最大100%*	最大50%

*デメリット率からメリット率に転じる場合は、メリット率29%を上限とします。

※総付保台数によって最大変動幅は異なります。

例) 総付保台数が10台の場合、メリット率適用契約の割引率進行幅は最大15%になります。



Q2

保険料を長期安定的に節減するにはどうしたらよいですか？

A2

- 保険料を節減するには、損害率を改善するために事故を削減するお取り組みが重要となります。

〈例〉メリット・デメリット率を適用する前の保険料が100万円、メリット率70%からメリット50%に悪化した場合

	メリット70%の場合	メリット50%の場合
保険料イメージ	30万円	50万円

保険料が大幅に増えてしまいます！



Q3

事故削減に向けて取り組みたいと思っていますが、何かアドバイスしてもらえませんか？

A3

- フリート事故削減アシスト特約により、お客様の自動車事故削減のお取り組みを支援いたします。

フリート事故削減アシスト特約の概要

お客様の会社で実際に起こった事故と、ご契約のお車にカメラ付ドライブレコーダーを搭載して記録された危険場面を分析し、お客様のリスク実態に応じた専門コンサルティング「事故多発緊急対策プログラム」をご提供します。

※「事故多発緊急対策プログラム」のご提供にあたっては、保険期間中に一定件数以上の対象事故が発生する等の条件があります。



「事故多発緊急対策プログラム」イメージ



※このチラシのご案内は、記名被保険者を法人とするTAPのフリート契約を対象としております。

※TAPは「一般自動車保険」、フリート事故削減アシスト特約は「自動車安全対策費用補償特約」のペットネームです。

※このチラシは、記名被保険者を法人とするTAPのフリート契約における割引・割増制度の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーに基づき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご覧ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番



0120-119-110

受付時間：24時間365日

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>